

第850回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成26年2月12日（水）午後1時30分から
場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第849回教育委員会会議録の承認について
- 4 第850回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告
 - (1) 第9回大川小学校事故検証委員会の概要等について (義務教育課)
 - (2) 宮城県高等学校防災系学科設置基本構想について (高校教育課)
 - (3) みやぎ防災教育副読本「未来へのきずな」の作成について (スポーツ健康課)
- 6 専決処分報告
 - (1) 第346回宮城県議会議案に対する意見について (総務課)
 - (2) 東北歴史博物館協議会委員の人事について (文化財保護課)
- 7 議 事
 - 第1号議案 職員の人事について (総務課・教職員課)
 - 第2号議案 宮城県指定文化財の指定について (文化財保護課)
- 8 課長報告等
 - (1) 基本的な生活習慣定着促進副教材「ルルブルでみんな元気！～ミラクル星をすくえ！～(DVD)」の制作について (教育企画室)
 - (2) 県立小松島支援学校の開校に向けた準備状況等について (特別支援教育室)
 - (3) 平成26年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第2回志願者予備調査結果及び前期選抜等の出願状況について (高校教育課)
 - (4) 女川高等学校の閉校について (高校教育課)
- 9 資料（配付のみ）
 - (1) 教育庁関連情報一覧について (総務課)
 - (2) 平成26年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について (高校教育課)
 - (3) 平成26年度県立中学校の入学者選抜結果について (高校教育課)
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

第850回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成26年2月12日(水) 午後1時30分
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 庄子委員長, 佐竹委員, 伊藤委員, 遠藤委員, 奈須野委員, 高橋教育長
- 4 説明のため出席した者
安住教育次長, 熊野教育次長, 大山総務課長, 高橋教育企画室長, 加藤福利課長,
鈴木教職員課長, 鈴木参事兼義務教育課長, 澁谷特別支援教育室長, 山内高校教育課長,
菊田施設整備課長, 松坂スポーツ健康課長, 三浦生涯学習課長, 佐藤文化財保護課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第849回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第850回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 伊藤委員及び奈須野委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

6 専決処分報告

(2) 東北歴史博物館協議会委員の人事について

7 議 事

第1号議案 職員の人事について

委 員 長 専決処分報告の(2), 議事の第1号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員異議なし)

この報告については, 秘密会とする。

なお, 秘密会とする第1号議案については, 本日速やかに処理する必要があることから, 先に第1号議案を審議することとし, 残る案件については, 次回教育委員会の開催日程決定後に行うこととしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

9 教育長報告

(1) 第9回大川小学校事故検証委員会の概要等について

(説明者: 教育長)

第9回大川小学校事故検証委員会の概要等について, 御報告申し上げます。

資料は, 1ページから2ページである。

資料1ページを御覧願いたい。去る1月19日(日)に第9回大川小学校事故検証委員会が県石巻合同庁舎で開催され, 最終報告書(案)が示された。その主な構成については, 「(2) 最終報告書(案)」に記載のとおり, 第1章として「事故の概要」, 第2章として「事故検証の経過」が示され, 第3章で「事前対策及び事故当日の状況に関する事実情報」がまとめられている。そして, 第4章では, これらの事実情報を踏まえて, 「事前対策及び事故当日の行動に関する分析」が行われている。

資料2ページを御覧願いたい。第5章では, 「事後対応」について, 「1 事故後の初期対応」, 「2 行方不明者の捜索活動」, 「3 児童・ご遺族などへの対応」, 「4 児童・ご遺族に対する支援」に関する事

実情報が示され、「5 事後対応に関する分析と評価」が記載されている。

以上の事実情報の分析と評価に基づき、第6章として「提言」が示され、これは、「1 事故防止のための対策に関する提言」と「2 適切な事後対応のための対策に関する提言」であり、その主な内容は資料に記載のとおりであるが、具体的には24項目の提言が示されている。当日の委員会においては、これらの提言（案）についての議論が交わされ、さらに加筆・修正がなされることとなった。

次に、「(3) 遺族との意見交換」であるが、最終報告書（案）等について質疑応答があり、御遺族からは、提言の多くは常識であり、既に運用されているもので、大川小の事故から引き出されたものではない、市の責任や教員集団の責任を明らかにしてほしい、心のケアに関する記録がないと言うが、さらに当事者に確認してほしい、矛盾点や疑問点がはっきりしないままでは納得できないなど、様々な御質問や御意見をいただいた。

これらの御意見等に対して室崎委員長からは、すべてに答えることは困難であるとしながらも、「直接的な事故原因としては、教員が適切な判断をしなかったこと、津波は来ないと思いついていたことの2つが事故を引き起こした核心と捉えており、そのようにさせた要因が数多くあると考えている」ことが表明され、御遺族の御意見を踏まえて、可能な限り事実を確認し、最終報告書に反映させるよう最大限の努力をする旨の説明があった。

以上が、第9回大川小学校事故検証委員会の概要である。

次に、「2 遺族への報告」であるが、1月26日（日）に石巻市河北総合支所において児童及び教職員御遺族への報告会を開催し、第9回検証委員会の内容等について改めて報告し、御意見を伺ったところである。その報告会では、教職員の御遺族から、報告書（案）の内容等に関して、いくつかの御意見や御質問があったものの、概ね2時間程度の質疑・応答で終了したが、児童の御遺族からは、実情報に関する記載内容の修正を求める御意見や相反する証言がある事項に関して更なる調査を求める御意見等、数多くの御意見・御質問が寄せられ、6時間を超える質疑・応答を行った。そのうち児童の御遺族に対しては、すべての御意見等を伺うことができなかったため、2月9日（日）に再度報告会を開催することとなった。

2月9日の報告会においても、報告書（案）の全般にわたり、前回と同様に多くの御意見等が寄せられ、室崎委員長からは、御遺族からの御意見等について委員会として精査し、可能な限り最終報告書の内容の修正を検討する旨の説明があった。

以上のことから、今回示された報告書（案）については修正されることが見込まれている。

なお、報告書（案）については、検証委員会のホームページに全文が掲載されているところである。

今後は、検証委員会において、今回示された報告書の修正作業が行われ、完成した報告書に関する御遺族への説明会が2月23日（日）に開催される予定である。その上で、後日、石巻市に対して報告書が提出される見込みである。

県教育委員会としては、最終の報告書が示された段階で、改めてその内容を精査し、学校防災や防災教育等に関して、必要な改善策を検討してまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐 竹 委 員

1月26日に御遺族の方々に報告し、6時間以上の質疑応答でも御意見が尽きず、2月9日に再び報告会を開催したとのことであるが、その時点で、御遺族の方々からの御意見がすべて出されたものと理解して良いか。

教 育 長

児童の御遺族については、御意見がすべて出尽くしたかどうかは分からない。ただ、室崎委員長が説明したことを考えると、検証委員会の目的は原因の究明と再発防止であるのに対し、特に多くの御意見を寄せていただいている御遺族は、「どこに責任があったのか」といった責任所在の明確化を趣旨とされており、検証委員会と御遺族の考えの間には、埋めようのないギャップが生じているのだと思う。また、その報告会には、私も同席しており、御遺族の皆様「誰に、どこに責任があったのか」という非常に強い気持ちがあることは承知している。その一方で、検証委員会は、個人的な責任を追及するのではなく、どこに事故の原因があったのかを追及するために組織されたものと認識

している。先ほども申し上げたが、検証委員会では、2つの直接的な原因が今回の事故に関係していることを確認した上で、その背景に多数の要因が複雑に重なったために、あのような大きな犠牲が出たことを分析されており、その再発防止に向けた具体策として、24項目に渡る提言が示されたところである。今後、検証報告書に修正が加えられることとなるが、県教委としては、その内容をしっかりと確認してまいりたい。

委員御指摘の点については、我々としても何とも判断し難いところである。

佐竹委員

判断のしようがないとのことであるが、今回の検証について、県教委としては、十分に対応してきたと理解して良いものだろうか。御遺族のやり場のない気持ちは、どこに、どのように向けていけば良いのか、とても心が痛むところである。御遺族の皆さんの気持ちは癒えることなく、今後もそういった気持ちを抱えたまま過ごしていかれるのだと思う。検証委員会の目的と御遺族の気持ちにはズレが生じているようであるが、その心に寄り添い、最大限の配慮をした上で、このような悲しい事故が二度と起こらないよう、学校現場だけでなく、様々な場面に活用していける検証としていただきたい。今は、全国各地で“未曾有”という災害等を耳にすることが多い。大雪に見舞われたり、想像もつかない竜巻に襲われたり、随所で未曾有の災害が発生しているので、それらの防災対策にも活用できる検証報告となることに期待したい。

(2) 宮城県高等学校防災系学科設置基本構想について

(説明者：教育長)

宮城県高等学校防災系学科設置基本構想について、御報告申し上げます。

資料は、3ページから4ページと別冊「高等学校防災系学科設置基本構想」である。

資料3ページを御覧願いたい。この基本構想については、平成25年2月に発表した新県立高校将来構想第2次実施計画に基づき、命とくらしを守る先進的な防災教育を行う新学科設置の基本的な考え方や教育目標等を示すこととして策定したものである。基本構想の策定に当たっては、これまで5回の防災専門教育推進会議と7回のワーキンググループによる会合を開催し、これらの会議の間には、教育委員会で委嘱した9名の防災専門教育アドバイザーから御意見をいただきながら検討を進めてきた。アドバイザーの方々は、石巻赤十字病院で活躍された東北大学病院の石井教授、津波工学の第一人者である東北大学の今村教授、釜石の奇跡で有名な群馬大学の片田教授、阪神大震災以降、防災教育の第一線で活躍されている京都大学の矢守教授等で構成されており、これら有識者の皆様からのアドバイスをいただきながら、このほど別冊の基本構想のとおりまとめたところである。

基本構想を策定する中で、学科の名称についても検討を行ってきたところであるが、新しい学科の名称は「災害科学科」とすることとした。

なお、詳細について、高校教育課長から御説明申し上げます。

(説明者：高校教育課長)

引き続き、宮城県高等学校防災系学科設置基本構想について、御報告申し上げます。

資料3ページを御覧願いたい。「1 設置の目的」であるが、大震災から学んだ教訓を次世代に伝承するとともに、将来、国内外で発生する災害から多くの命とくらしを守ることができる人材の育成としている。

次に、「2 新学科の名称及び定員」であるが、開設年月は平成28年4月、現在の中学校1年生に相当する学年が高等学校へ入学する年度となる。学科の名称は「災害科学科」とし、1学年40名の1クラス編制とする。

次に、「3 多賀城高等学校における防災教育の考え方」であるが、普通科・専門学科ともに、全校で取り組む教育と、それに加え、専門学科で取り組む教育となる。全校で取り組む教育としては、一般的な防災・減災に関する基礎的な技能の習得を通して、自らの命を守ることにつなげる教育を、これに加え、専門学科では、専門的な災害に関する科学的見地を持った学習を通して、他者の命やくらしを守ることにつなげる教育を進めてまいる。この教育課程のイメージが資料下段の図となる。例えば、図の中央部にある「くらしと安全A」や「災害情報」は、普通科及び災害科学科の両科で行う共通科目として、また、その

右側の「自然科学と災害」、「社会と災害」のような専門的な科目は災害科学科で行う予定としている。

次に、「4 災害科学科の教育目標」であるが、教育目標として、一つ目として、「人と暮らしを守る」という高い志の醸成と様々な組織でリーダーシップを発揮できる人材の育成、二つ目として、高い専門性を身につけ、研究者や技術者等として、まちづくり、教育、医療や看護、国際支援、災害救助等、幅広い分野で国際的にも活躍できる人材の育成、三つ目として、地域との連携による先進的な防災教育に取り組み、その成果を県内外に広く情報発信することで、全体の防災教育の充実につなげていくこととしている。

資料4ページを御覧願いたい。多賀城高等学校災害科学科の目指す方向性等をイメージとしてまとめた図である。図の下段に記載しているとおり、災害から見出される諸課題を題材として、中段に記載の大学や研究機関、県の施設、地域との連携を通しながら、国際的視野、高い志とアビリティ、リーダーシップを身につける教育を展開し、フィールドワークや実験、実習等を通して、実践的に進めていくこととしている。また、上段には、育てたい生徒像や卒業後の進路についてまとめており、「命と暮らしを守る」との高い志と思いやる心を備え、将来において、災害にかかる幅広い分野で活躍・貢献できる人間性・実践力とともに豊かな人材を育成していくこととしている。

今回設置する防災系学科については、防災系の学科としては、兵庫県立舞子高等学校環境防災科に次ぐ全国2番目の学科となるが、現在、教育委員会では、東北大学リーディングプログラム推進機構、東北学院大学、東北工業大学と連携協定を結び、学校では、これらの大学を中心に、御指導・御助言をいただきながら防災教育の教材開発や指導教員の育成・養成を進めている。また、カリキュラムの詳細については、文部科学省と相談しながら、検討を行っているところである。

なお、教育の特徴や具体的な防災活動の内容等については、後ほど、別冊資料を御覧いただきたい。本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊藤委員 この災害科学科の第1回目の入学生は、現在の中学1年生の中から選考していくこととなるが、資料に記載されているとおり、教育目標や関係機関との連携体制も確立された構想を策定したと思う。この学科は、単に宮城県の防災機能の強化だけではなく、国内外からも注目される学科であることは間違いないはずである。3年後の開設に向けて、中学生や小学生に対し、この学科の魅力を十分に周知していくことも重要な取組である。今後、どのように周知していくのか、概略で構わないので説明願いたい。

高校教育課長 この基本構想は、策定したばかりの状態である。今後、中学生や保護者等へ周知するためのリーフレットを作成し、県内の各学校に配付することとしている。また、基本構想の策定段階で、地元の多賀城市等を中心に近隣の市町教育委員会にも出向いており、各市町から様々な御意見等をいただいている。関係者に対しては、今後も説明する機会を多く設け、平成28年度の開設に向けて取り組んでまいりたい。

佐竹委員 兵庫県の舞子高校を視察し、十分な意見交換をされたと思うが、この基本構想には、宮城県独自の内容は加味されているのか。

高校教育課長 舞子高校の視察では、本県事務局職員及び設置予定の多賀城高校の職員が出向き、様々な情報交換をさせていただいた。また、本県の災害科学科の開設後も同校との定期的な情報交換の場を設けていくことも確認させていただいた。

舞子高校と本県の防災系学科の大きな違いについて、本県では、自然科学的なアプローチを中心としながらも、人間科学、社会科学、歴史的な部分も加味しつつ、学習活動が続けてまいりたいと考えている点にあると考えている。地震は自然現象であり、今回の地震でも、人はどういった行動をするのか、どんな心理状態になるのかという部分も注目されたため、その観点も含めた防災教育を展開してまいりたいと考えている。

遠藤委員 4ページの図を見ると、非常に広範囲に渡る内容を基に人材育成していくものと思う。これまでの理系・文系のように分かれていたカリキュラムが、総合的にどの部分にも関わり、多種多様な分野で活躍できる人材を育成していくことができる学科であるとの印象を受けた。カリキュラムを作成する上では、確固たる理念の基で準備作業を進め

ていく必要があるが、重点をどこに置くか、特色を打ち出す部分はどこかなど、この学科の目指す特徴的な部分を説明願いたい。

高校教育課長

基本構想の策定に当たっては、各界アドバイザーの皆さまからも大変有益な知見をいただき、それらも踏まえた上で作業を進めてきた。大きな特徴の一つとしては、自然科学的な内容に偏ることなく、人間・社会的な内容も含めていく部分にある。これだけ大きな被害を受けた宮城県だからこそできる防災教育もあるのではないかと考えており、具体的には、聞き取り調査等のフィールドワークを多く取り入れるなど、実践的なカリキュラムを含めてまいりたいと考えている。また、そのようなカリキュラムを編成する一方で、アドバイザーの方々からは、高校段階における基礎・基本となる学力の定着も必要であるとの御意見もいただいている。学習や学力は高校で完結するものではないため、志を高くもち、将来は、技術者、技能者、医師、看護、医療等の様々な分野で活躍する人材を育成する必要があるとのことであった。そのようなことも踏まえ、基礎・基本となる学習を行いつつ、一定の単位数の専門科目を取り入れていく中で一番苦労したことは、カリキュラム編成であった。現在、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）の申請準備を進めているが、これが認められれば、より柔軟なカリキュラム編成が可能となる。委員御指摘の内容については、そのようなことも加味しつつ、基礎・基本的な学力と専門的な知見の両方を満たすカリキュラム編成を進めてまいりたいと考えている。

奈須野委員
高校教育課長

この学科の開設時には、何名程度の教職員を配置することとなるのか。

高等学校において、通常のカリキュラムの中に防災に関する専門科目はない。その専門科目については、生徒自身が学校の設定科目として創造していくことを考えている。また、社会科、理科、家庭科、保健、英語等の様々な既存科目の中には、防災に関連する内容も含まれているため、その部分も大いに活用してまいりたい。これらのことを総合的に進めるため、昨年10月から、東北大学にあるリーディング大学院に關係職員を派遣し、それぞれの専門教科・専門科目に合わせ、希望する授業を受講させている。平成26年4月から同様に職員を派遣し、教材や教科書作りに対する指導助言をいただきながら学んでいくこととしている。

佐竹委員

科学分野の英語は、その分野の専門用語を習得する必要があるが、一般的な英語力だけでは対応していけないと思うので、その部分にも取り組んでいただきたい。

委員長

「高い『志』と思いやる『心』」を育てていくことは非常に素晴らしいことである。宮城県の志教育は、小学校から取り組んでいることであり、高校に入って突然「志」が出てくるものではないため、それぞれの成長段階に合わせた志教育を進めていただいていると思う。特に、この災害科学科に入学する生徒には、強い志や将来への夢を抱いていただき、社会の様々な分野で活躍していただきたい。

(3) みやぎ防災教育副読本「未来へのきずな」の作成について

(説明者：教育長)

みやぎ防災教育副読本「未来へのきずな」の作成について、御報告申し上げます。

資料は、5ページから8ページと別冊「みやぎ防災教育副読本 未来へのきずな」である。

この副読本は、「1 目的」に記載のとおり、東日本大震災の厳しい教訓を風化させることなく、昨年度策定した「みやぎ学校安全基本指針」の内容を教材化し、県内すべての児童生徒等が災害に対応する力と心を身に付け、防災意識の内面化を図ることができるよう、作成したものである。

「2 副読本を構成する7つの基本テーマ」について、この副読本は、「① 災害について知る」から「⑦ 3. 1 1を忘れない」までの7つのテーマで構成している。

「3 副読本の特徴」であるが、「学ぶ教材、考える教材、感じる教材」の大きく3分野で構成している点である。

次に、「4 副読本作成年次計画」について、今年度は、小学校3・4年生用を作成しており、本日の報告資料として、お手元に配付したところである。また、平成26年度は、小学校1・2年生用と5・6年生用を、平成27年度は、幼稚園、中学校、高等学校用を作成する予定としている。

なお、詳細について、スポーツ健康課長から御説明申し上げる。

(説明者：スポーツ健康課長)

引き続き、みやぎ防災教育副読本「未来へのきずな」の作成について、御報告申し上げます。

別冊「副読本(本体)」の6ページを御覧願いたい。「目次」であるが、全体として、7章の構成としており、先ほど教育長が御説明した7つの基本テーマに沿って各章を整理している。今後、校種ごとに副読本を作成することとしているが、その構成は、今回作成した副読本と同様にまとめていく予定である。

次に、副読本の特徴であるが、「学ぶ教材」の視点については、第1章「災害について知る」を中心に、地震や津波等に関する知識等の内容を掲載している。2点目の「考える教材」の視点では、第2章「自分の身は自分で守る」を中心として、場面に応じた地震等発生時の初期対応、その後の避難行動等の内容を掲載している。3点目の「感じる教材」の視点では、第3章「助け合い・共に生きる」から第6章「生き方を考える」の中で、共助の大切さや心のケアの大切さ、さらには命の尊さなどの内容を掲載している。

この副読本には、「作文みやぎ60号 特別編 あの日の子どもたち」の作品から児童の作文や詩等を、それぞれのテーマに沿って掲載している。また、この副読本は各小学校に配付しているが、その内容に沿った指導略案、ワークシート及び活用の手引き等についても併せて作成中であり、3月11日までに活用することができるよう準備を進めている。

資料6ページにお戻り願いたい。来年度以降の副読本の活用方法等であるが、「1 副読本作成計画及び活用年次計画概要について」に記載のとおり、それぞれ作成年度の翌年度から活用を始め、さらに、その翌年度以降、本格的に活用していただくこととしている。

次に、「2 副読本の活用について」であるが、平成26年度については、各学校における教材研究の時間等を考慮して、年間5時間から10時間程度を目安として指導し、また、本格的に活用する平成27年度以降は、年間10時間から15時間程度で指導していくよう、各学校に依頼しているところである。

なお、活用場面となる授業や学校行事等の具体的な活用例や年間計画例については、資料7ページから8ページにお示ししたとおりである。

県教育委員会としては、各学校等において、この副読本を積極的に活用していただき、子どもたちの防災意識の一層の内面化を図るとともに、二度と犠牲者を出さない防災教育活動を進めてまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

- | | |
|----------|--|
| 伊 藤 委 員 | この副読本の活用について、今年は小学校3・4年生用を作成し、来年度から各学校で使用していくとのことであったが、県民の方々が利用される図書館や各市町村等、より多くの場所で多数の方々に見ていただけるような環境を整えてはどうか。 |
| スポーツ健康課長 | この副読本については、各小学校と市町村教育委員会に送付するとともに、各都道府県教育委員会にも参考資料として送付することとしており、現在、その作業を進めている。また、併せて県教育委員会のホームページにも掲載する予定である。 |
| 佐 竹 委 員 | この副読本の記事が新聞に掲載されており、近所の方に、どこに行けば見られるのか聞かれた。実際に副読本を見てみると、とても分かりやすい内容で構成されており、高齢者の方等も読みやすいのではないかと思う。図書館や市役所等はもちろんであるが、身近な公民館等にも配架してはどうか。地域の方々は、公民館の事業、生涯学習や学ぶ土台づくりに関する事業にも参加されており、公民館に集まる機会が多いはずである。伊藤委員と同意見であるが、この副読本は、より多くの方々の目に触れることにより、その効果が得られるため、そのような地域に密着できる場所の活用も検討してほしい。 |
| スポーツ健康課長 | 委員御指摘のとおりであると考えている。この副読本には、地域との連携に関する内容も記載しているので、その活用方法等を検討してまいりたい。 |

奈須野委員 この副読本は、来年度からカリキュラムを作りながら活用していくとのことであったが、各学校では、必修として取り組んでいくものであるのか。

スポーツ健康課長 各自治体では、独自に副読本や学習ノートを作成している場合もある。それらも活用しながら、今回お示した年間計画（例）を参考とした上で、効果的に活用していただきたいと考えている。必修化については、各市町村の判断によることとなるが、県教委としては、防災意識の内面化を図るため、可能な限り近い形で実施していただきたいと考えており、各市町村には御協力いただけるよう促してまいりたい。

奈須野委員 是非ともそのように進めてほしい。今後、小学校低学年・高学年、中学、高校の副読本を作成し、それぞれの成長段階に合わせた防災教育を推進していく事業であるので、導入初期の段階から、県と一緒に推進していただきたい。

スポーツ健康課長 委員御指摘のとおりである。1月30日に各市町村の教育長を対象とした研修会を開催したところであるが、その場でも副読本の活用等を依頼したところである。今後も引き続き、この副読本の活用等による防災教育の推進に努めてまいりたい。

遠藤委員 とても読みやすい副読本を作成していただいた。先生方が防災教育に関する資料を個別に作成した場合には、長い時間を掛けて大変な苦勞をされるはずである。この副読本は、多くの必要な情報が網羅されており、そして、とても見やすく整理されている。今回は、小学校3・4年生を対象としているが、中学生や高校生が学ぶべき内容は異なってくるため、その内容は工夫されていくのだと思う。今後作成される副読本にも期待するとともに、防災教育が県内全域で推進されるよう取り組んでいただきたい。

10 専決処分報告

(1) 第346回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：教育長)

第346回宮城県議会議案に対する意見について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから11ページである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本年2月10日付けで知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、同日付けで専決処分し、異議のない旨回答したことについて、同条第2項の規定により報告するものである。

はじめに、「予算議案」であるが、資料3ページの「第346回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。「予算の概要」であるが、平成26年度一般会計歳出予算のうち教育委員会分の平成26年度予算額は、212,427,844千円で、前年度と比較すると4,188,910千円の増となる。また、「主な事業」としては、東日本大震災で被災した県立学校等の施設設備の復旧や被災した児童生徒等の就学の支援、心のケア、さらに、新たに実施する県独自の学力・学習状況調査等、資料3ページから4ページに記載のとおりである。

資料5ページを御覧願いたい。次に、「債務負担行為」であるが、名取支援学校仮設校舎賃借の外11件について、必要な期間及び限度額の債務負担を措置するものである。

資料6ページを御覧願いたい。次に、「予算外議案の概要」である。はじめに、条例議案の概要であるが、議第36号議案「いじめ問題対策連絡協議会条例」及び議第37号議案「いじめ防止対策調査委員会条例」については、平成25年6月に公布されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、宮城県いじめ問題対策連絡協議会及び宮城県いじめ防止対策調査委員会を設置しようとするものである。次のページの議第38号議案「職員定数条例の一部を改正する条例」については、学校教職員の定数を改定しようとするもの、議第39号議案「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」については、夜間課程勤務手当の支給方法の見直し及び兼務教育職員手当の一部を廃止しようとするものである。

なお、教職員の16人減については、学校数及び学級数の減少に伴う減員である。

資料8ページを御覧願いたい。議第40号議案「各種使用料及び手数料並びに各種利用料金の上限額等の改定に関する条例」については、4月からの消費増税の影響等により歴史博物館の講堂の使用料等を改

定しようとするものである。次のページの議第57号議案「県立学校条例の一部を改正する条例」については、県立高等学校の再編統合に伴い、登米産業総合産業高等学校の新設並びに上沼高等学校、米山高等学校、米谷工業高等学校を廃止しようとするもの、また、公立高等学校に係る授業料の不徴収並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正に伴う所要の改正等を行うもの、議第58号議案「宮城県社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、「社会教育法」等の改正に伴い、委員の委嘱に関する規定の追加等所要の改正を行おうとするものである。

資料10ページを御覧願いたい。次に、「条例外議案の概要」であるが、議第63号議案「指定管理者の指定について」については、宮城県ライフル射撃場の指定管理者を指定しようとするもの、議第64号議案、次のページの議第65号議案「就学支援金の支給に関する事務の委託について」は、公立学校の授業料不徴収が見直されたことに伴い、新たに支給することとなった就学支援金に関する事務を仙台市及び石巻市に委託しようとするものである

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊 藤 委 員

資料3ページの「(4) 学校におけるICT教育環境」について、ICT教育環境は、情報端末やデジタル系の機器を活用したハード整備と、それを指導するソフト面での体制整備が必要である。最近の高校生は、デジタル教材や携帯電話等を使用している場合が多く、デジタル機器等に精通している子どもたちが多いのではないかと思うが、その一方で、指導する側である先生方のデジタル機器に対するスキルは、十分に習得されていない場合もあると思う。そのような先生方に対しては、ICT教育に関する研修等を準備した上で、教育指導に取り組んでいくものと理解して良いか。

高 校 教 育 課 長

ICT教育環境の整備として、「みやぎフューチャースクール事業」の予算案を提案しているが、その中で、フューチャースクール構想を策定することとしている。各高校においては、情報システムや商業の情報処理等を専門に学ぶのではなく、国語、数学、英語の普通教科の授業において、情報活用能力の育成や教科指導におけるICT活用をどれだけ盛り込んでいくかが重要であると考えている。また、教職員の情報化スキルの向上については、宮城教育大学と包括的な連携協定を結び、普通教科における情報化推進も含めて検討することとしている。

教 育 長

宮城教育大学と連携した取組については、小・中学校も含めて情報機器を活用した教科指導を行うこと、その授業研究を一緒に取り組むことなど、来年度から開始できるよう、その準備を進めているところである。また、一部の特別支援学校における情報機器の活用も検討しており、それも併せて研究を進めていくこととしている。

なお、(4)の表記に誤りがあり、正しくは「学校におけるICT教育環境の整備」である。

佐 竹 委 員

資料7ページの議第39号議案の特殊勤務手当について、どのような手当であるのか。特に、主な内容の1及び2について、詳しく説明願いたい。

総 務 課 長

議第39号議案については、所管が知事部局の人事課であり、教育庁や行政委員会を含む給与関係に関する手当の支給方法等を全体的に見直すこととして提案されるものである。教育委員会で関係する手当は、夜間課程勤務手当と兼務教育職員手当であり、それが「1 刑事手当等11手当の支給方法の見直し」の中に含まれている。

佐 竹 委 員

夜間課程勤務手当は、時間外手当とは異なる区分で支給されるのか。

総 務 課 長

夜間課程勤務手当については、定時制課程のある学校に勤務している職員に対し、夜間課程の勤務実績に応じて支給されている月額手当である。これを勤務した日に応じた支給に見直すこととして提案されているものである。

教 職 員 課 長

兼務教育職員手当については、例えば、一人の校長先生が、主となる学校と従たる学校を兼任している場合に支給している手当であり、全国的に見ても支給している自治体が少ないため、平成26年度から廃止することとして提案されるものである。

佐 竹 委 員	技能試験業務手当は、どのような手当か。
総 務 課 長	その手当は警察で所管しており、詳細は掌握していない。
奈 須 野 委 員	資料3ページの「(1) 社会を生き抜く『確かな学力』の育成」の「③宮城県学力・学習状況調査」について、その実施方法等は決まっているのか。
義 務 教 育 課 長	本県独自の学力調査であり、来年度から3年間の期限付きで実施することとして提案されるものである。来年度は10月28日に実施し、平成27、28年度については、全国学力学習状況調査を実施時期と重複しない日程で実施したいと考えている。また、調査結果については、指導法の工夫改善に生かしていくようなスケジュールとしたい。
奈 須 野 委 員	小学5年生と中学2年生を対象に実施することを検討されていたと思うが、全国学力学習調査の結果も勘案し、本県の学力向上策を講じていくことが重要であると思う。各調査ともに、学力向上に相乗的な効果を上げることを期待したい。

11 議 事

第2号議案 宮城県指定文化財の指定について

(説明者：教育長)

第2号議案について、御説明申し上げます。

資料は、11ページから16ページである。

資料12ページを御覧願いたい。資料に記載している有形文化財2件について、文化財保護条例第3条第1項に基づき宮城県指定有形文化財(古文書)として指定するものである。この指定については、宮城県文化財保護審議会に諮問し、本年1月28日付けで「県指定有形文化財(古文書)に指定することが適当である」旨の答申をいただいている。また、本件が可決された場合、県指定文化財における古文書としては初めて指定されることとなり、この2件を加えると、その総数は241件となる。

なお、詳細について、文化財保護課長より御説明申し上げます。

(説明者：文化財保護課長)

引き続き、宮城県指定文化財の指定について、御説明申し上げます。

資料14ページの答申書を御覧願いたい。今回の指定候補は、有形文化財多賀城跡出土木簡403点、多賀城跡出土漆紙文書92点である。

まず、多賀城跡出土の木簡403点であるが、本資料は、多賀城市にある特別史跡多賀城跡附寺跡から出土した奈良時代から平安時代にかけての木簡である。これらの木簡は宮城県多賀城跡調査研究所の発掘調査によって発見されたものであり、昭和45年に初めて木簡が発見されてから平成25年までに403点の木簡が発見されている。地方で、これほどの数の木簡が発見されている例はほとんどない。内容的には、関東地方から輸送されてきた米に付けられた荷札、白河軍団から弓の射手を多賀城に派遣したことを示す進上文(資料15ページの写真参照)、戸籍や兵士に関係する帳簿、役人たちが文字の手習いに使用した習書、病気の回復や地域の平安を願う呪文(呪符)等、陸奥国府である多賀城における政治・軍事活動や役人たち日常生活を具体的に示すものである。形態的には、長方形をした薄い木片が木簡の基本的な形であるが、木簡の側面に貫通した穴を開け、そこに紐を通して束ねて文書管理しやすくしたものや間違った文字を書きなおすために文字を削り取った削屑、木製の高杯の脚部に墨書したものなど、様々なものがある。これらの木簡については、記載された文字の内容から、多賀城創建期を解明する資料となるものや多賀城が大規模に改修された直後の年代である天平神護(西暦765~767年)、蝦夷との戦争状態がほぼ収束しつつあった大同四年(西暦809年)の年紀のある木簡もあり、多賀城の創建や変遷を考える上で重要な資料となっている。

次に、多賀城跡出土漆紙文書92点であるが、本資料も、多賀城市にある特別史跡多賀城跡附寺跡から出土した奈良時代から平安時代にかけての漆紙文書である。漆容器については、漆液の乾燥を防ぐために、その漆の表面に密着させる蓋の役割を果たすものが必要となるが、その蓋として、多賀城の役所で使用済となった文書を再利用していた。その文書が、漆の成分により腐食せずに残ったものが漆紙文書である。漆紙文書は、昭和45年8月の発掘調査で84点が発見されたものの、その当時は文字が見えなかったた

め、それが文書だと認識されなかったが、その後、昭和48年の調査で、土器に入った漆に蓋をした状態で文字が読めるものが発見されたため、文書であることが認識され、日本で初めて漆紙文書と名付けられた。今回提案している漆紙文書については、内容的には、役所が物品を請求した文書、多賀城に物品を献上した文書、農民に支給される水田の帳簿、課税台帳(資料16ページの写真参照)、吉凶判断のために様々な具体例が書き込まれた暦等である。残存する文字史料が少ない古代において、その当時の記録をそのままの形で示しており、古代陸奥国の行政内容を具体的に知ることのできる一次史料として、極めて重要な史料である。

以上のように、これら2件の有形文化財候補については、県指定の指定基準である「記録性が高く、学術上重要」と認められることから、宮城県指定有形文化財にふさわしいと判断されたところである。

なお、「木簡、印章、金石文等」については、指定基準では古文書に分類されている。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(質 疑)

伊 藤 委 員 指定文化財の指定に当たっては、まったく異論がない資料である。出土された木簡等については、年月が経過しており、その保存方法は非常に難しいのではないかと思う。貴重な出土品であり、私も実物を見たいが、同様に多数の県民も関心を示すのではないかと思う。これらの出土品の公開は、どのように進めていくのか。

文化財保護課長 保存方法であるが、木簡は、材質が木であり、通常は腐食してしまうが、水分の多い土の中にある場合は出土する可能性がある。具体には、井戸の底や深い溝の底、低湿地の場所等から出土している。資料15ページの写真は、木の形を留めているが、その主要成分であるセルロース等はほとんどなく、そこに水が浸透することにより原形を留めた状態で出土したものである。この出土品を常温保存するため、水をポリエチレングリコール(PEG)という物質に入れ替えた科学的保存処理または真空凍結乾燥処理を施している。また、漆紙文書については、漆の作用により、紙が腐食しにくい状態となっているため、現状のまま保存している。ただし、素材は紙であるため、“パリパリ”の状態となっており、非常に壊れやすいので、その取り扱いには注意する必要がある。

これら出土品のうち特に重要な資料については、東北歴史博物館で展示しており、また、全国各地の博物館等から借用申請があった場合には、それにも応じている。

なお、この資料については、随時入れ替えていることもあり、同じ資料が常時展示されているものではない。

伊 藤 委 員 子どもたちは、日本で初めての出土品として、日本全国の中でも宮城県でしか見られない資料の価値を学習していくことが大切であると思う。子どもたちが大人になった際、多くの方々と接するはずである。その中で、自分の生まれ育った郷土の歴史に触れることは、魅力ある人格を形成する上で極めて有効であると思う。この出土品には素晴らしい価値が秘められているので、子どもたちにはそのようなことも伝えてほしい。

文化財保護課長 漆紙文書については、正確に表現すれば、日本で最初に多賀城で気付いた資料である。同じような出土品は、これまでも全国各地で発見されていたものの、文字が判別できなかったため、文書であることが確認できずにいた。今回提案した漆紙文書は、そこに書かれている文字が判別できたため、古代の文書だと確認されたものである。全国的には重要な出土品も発見されているが、今回の漆紙文書は、文書であることを最初に確認できたことが重要なポイントとなる。また、現時点では、国の指定となっている漆紙文書はないため、今後は、その指定も視野に入れてまいりたいと考えている。

佐 竹 委 員 漆紙文書に使われた紙は、漆の乾燥を防ぐために使っていたと考えて良いか。

文化財保護課長 漆は埃と乾燥を嫌う性質がある。漆を保管する際、紙で漆液に蓋をする方法が最適であり、紙は近年まで使われていた。

佐 竹 委 員 その紙は、どのような種類であったのか。

文化財保護課長 この時代の紙は、和紙である。

佐竹委員 和紙に漆が染みこむと、このような形で残るのか。
文化財保護課長 そのとおりである。漆が徐々に染み入り、その成分の作用により、紙が腐らずに残る。
委員長 (委員全員に図って) 事務局案のとおり可決する。

12 課長報告等

(1) 基本的生活習慣定着促進副教材「ルルブルでみんな元気！～ミラクル星をすくえ！～(DVD)」の制作について

(説明者：教育企画室長)

基本的生活習慣定着促進副教材(DVD)の制作について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから2ページである。

資料1ページを御覧願いたい。本県では、これまで、子どもたちの規則正しい生活習慣の確立を図るため、「しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル」を合い言葉に“ルルブル運動”を推進してきた。そうした中で、「1 目的」にあるように、本年度は、県内の4歳以上の未就学児及び小学校1年生に“ルルブル”について、わかりやすく、そして、楽しみながら関心をもっていただくため、基本的生活習慣定着促進副教材(DVD)を制作したところである。この副教材については、「2 配布先」及び「3 配布時期」に記載のとおり、県内のすべての幼稚園、保育所、小学校等の約1,600箇所3月上旬に配布する予定としている。

次に、「4 制作概要」であるが、副教材の制作に当たっては、教育庁関係各課の関係職員、幼稚園の教諭や保育所の保育士、県PTA連合会の保護者代表等、日常から幼児等と接している方々の御意見や東北大学加齢医学研究所の川島隆太教授による専門的知見からアドバイスもいただきながら進めてきた。内容は、元気な子どもたちが大勢いる“ルルブル星”と、元気のない子どもばかりの“ミラクル星”の生活習慣の違いをアニメで表現することにより、“ルルブル”を幼児等にも分かりやすく、楽しく学ぶことができるよう工夫している。さらに、子どもたちが楽しく元気に体を動かすため、今回新たに制作したダンスとして、「ルルブルダンス」を収録している。

平成25年度の体力・運動能力に関する全国調査の結果によると、本県の中学2年生の男子は全国平均値を上回ったものの、小学5年生の男女、中学2年生の女子は全国平均をやや下回る結果となっている。特に震災以降、沿岸部の幼稚園や保育所、学校等においては、子どもたちが思い切り外遊びや運動をできる環境が十分ではないことから、体力・運動能力の低下が懸念されてところである。

教育企画室及びスポーツ健康課においては、資料2ページにお示ししたとおり、子どもたちの発達段階に応じ、体力・運動能力を向上させる取組を体系的に推進している。その中で、今回、制作した“ルルブルダンス”は、就学時前の子どもたちに体を動かすことの楽しさや面白さを実感させることを狙いとして、副教材(DVD)に収録したものである。このダンスは、仙台・宮城観光PRキャラクター「むすび丸」のほか、県内プロスポーツチームのマスコットキャラクターが集合し、キッズダンサーと一緒に楽しく踊る内容となっている。また、この副教材の制作に合わせ、“ルルブルダンス”の啓発ポスターを作成し、副教材とともに送付する予定としている。

次に、「5 制作発表会」であるが、今月17日(月)に、仙台市内のわかくさ幼稚園に御協力いただき、副教材(DVD)の制作発表会を開催する予定としている。このような取組を通じ、県内の幼稚園、保育所、小学校等において、この副教材を広く御活用いただけるよう普及を図るとともに、今後も引き続き、子どもたちの“ルルブル運動”の定着促進に努めてまいりたいと考えている。

副教材(DVD)は全体で15分程度となるが、時間の関係上、そのうちの“ルルブルダンス”部分のみ、スクリーンに上映するので御覧いただきたい。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐竹委員 ルルブルダンスについて、幼稚園等での活用のほか、例えば、朝の3分間体操のように、テレビ等で放映することはできないだろうか。

教育企画室長 副教材を作成した段階であり、まずは、幼稚園や保育所、関係団体等に依頼し、幼少

期から小学生の子どもたちにダンスを覚えていただきたいと考えている。委員御指摘のダンスの放映については、ホームページにダンス動画を掲載することにより、誰でも見られる状態にしたいと考えている。

佐竹委員 テレビで放映すれば、幅広い年齢層の方に見ていただけるのではないかと。あるいは、ラジオ放送の番組に依頼し、この曲を流していただくことも考えてはいかがか。

教育企画室長 委員御指摘のとおり、報道機関の御協力による周知にも努めてまいりたい。また、3月の県政だよりに、“学ぶ土台づくり”の記事が掲載されるので、その中でも紹介させていただくこととしている。今後は、様々な手段を活用し、さらに周知してまいりたい。

伊藤委員 2月17日に制作発表会を開催することとしており、各報道機関でも取り上げていただけないかと思う。その際には、口頭でも構わないので、各報道機関に対して協力いただけるよう呼びかけていただきたい。このダンスを見ると、気持ちも明るくなるし、朝ご飯も食べる気持ちが湧いてくるのではないかと思う。

佐竹委員 ご飯を食べること、寝ることも大事であるが、子どもたちは、たくさん遊んでほしい。ダンスをきっかけとして、「寝ル、きちんと食ベル、よく遊ぶで健やかに伸びル」のルブル運動を積極的に推進してほしい。

教育企画室長 県教委としても積極的な運動を展開してまいりたい。
なお、資料の「5 制作発表会」の日時について、「午前11時30分」とお示ししているが、「午前10時」に変更となったので、その訂正をお願いする。

佐竹委員 制作発表会については、報道機関に周知しているのか。

教育企画室長 報道機関には情報提供している。

委員長 幼稚園等だけではなく、各家庭において、両親やおじいちゃん・おばあちゃんと子どもたちが一緒に踊っていただければ、高齢者の健康促進にもつながるのではないかと。このダンスについては、何らかの方法を活用し、各家庭にも浸透させていただきたい。

佐竹委員 テレビ放映ではダンスを、ラジオ放送では曲を覚えていただくと良いのではないかと思う。「見る」と「聞く」のでは、人の受け止め方がまったく異なるため、まずは、その導入として、子どもたちの耳に自然と入ってくる環境を整えていただきたい。例えば、小学校のラジオ体操の時間やお昼休みなど、校内放送等で曲を流していく活用方法もある。多くの子どもたちの耳にも届くよう努めてほしい。

(2) 県立小松島支援学校の開校に向けた準備状況等について

(説明者：特別支援教育室長)

県立小松島支援学校の開校に向けた準備状況等について、御報告申し上げます。

資料3ページを御覧願いたい。「1 開校時の児童生徒数等の見込みについて」であるが、現時点で小学部が55名・13学級、中学部が40名・7学級、高等部が101名・14学級の計196名・34学級を見込んでいる。新たに就学する児童や特別支援学級からの入学者が予想よりも多く、児童生徒数が増加したが、普通教室と同じ仕様である個別指導室を活用することにより、受け入れは可能と考えている。

次に、「2 校章について」であるが、県立特別支援学校の児童生徒及び保護者からデザインを募集したところ54点の応募があり、その中から岩沼高等学園1年生の加藤 隆雅さんのデザインを選定し、それを基に資料にお示しした校章のとおり決定したものである。校章の由来について、中央部に小松島の頭文字「K」と子どもたちが自らの夢に向かい大きく飛翔する姿を表し、下部に共生社会における支え合いと支援学校を示す「支」を図案化した。また、上部の弧は、小松島の豊かな緑を表現している。

次に、「3 制服について」であるが、制服は中学部・高等部で指定することとし、デザインや手入れのしやすさ、機能性・耐久性等を総合的に勘案し、仙台圏3校の児童生徒、保護者及び教員に対するアンケート結果等も参考としながら選定した。

なお、デザインは中学部・高等部ともに同じであるが、ネクタイやリボンの色により学部がわかるようにすることとしている。

最後に、「4 今後のスケジュール」であるが、3月18日に仙台圏3校から転校する児童生徒、新たに入学する児童生徒及び保護者を対象とした学校見学会を開催する。その後、4月4日の準備登校を経て、4月8日には開校式を実施する予定である。

今後も同校の円滑な開校に向けて準備を進めてまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

- 佐竹委員 予想以上の入校希望者であると思うが、教員の体制はどのようになるのか。
- 特別支援教育室長 校長1名、教頭2名、主幹教諭2名、教員約90名、養護教諭2名、事務職員5名程度で、初年度から100名を超える体制になるものと見込んでいる。
- 遠藤委員 予想よりも入学者が多く、個別指導室を普通教室に転用して対応するとのことであるが、個別指導室が何部屋あるのか。また、それを全部転用することとなるのか。
- 特別支援教育室長 個別指導室は、小学部・中学部・高等部で各2室となる。そのうち4つの個別指導室を普通教室に転用することを考えている。
- 佐竹委員 2室の個別指導室が残ることとなるが、開校後の個別指導を考えた際に、その部屋数で間に合うのだろうか。個別指導室をどのように使用するのか分からないが、その数で対応できるのか心配である。
- 特別支援教育室長 個別指導室は、状態の落ち着かない子どもがパニック発作を起こした場合に、心を落ち着かせるために使用することとなるが、部屋自体は普通教室の仕様としており、間仕切りなどで部屋を分割すれば、そのような場合にも対応できるものと考えている。
- 遠藤委員 個別指導室は、なるべく現状のまま使用していただきたいと思う。新しい学校が開校すると、そこに寄せられる保護者等からの期待や要望も多くなるのではないかと思う。また、現時点でも、小学部1年生16名、中学部1年生17名、高等部1年生43名の希望があり、今後の学年進行により、その人数は継続することとなる。小学部の1年生が高等部を卒業するまでの12年間では、中学部で約30名、高等部では約50名となる時期もあり、大規模な学級となることも予測される。これまでも、光明、利府、名取の支援学校では、特別教室を普通教室に転用して対応してきたが、そのような状況とまらない教育環境の整備に努めてほしい。
- 教 育 長 特別支援教育室長が御説明申し上げたように、小松島支援学校を希望する子どもたちについては、全員受け入れる方針で取り組んでおり、当初の想定よりも児童生徒数が多くなる見込みで開校を迎えることとなった。そのような状況ではあるものの、特別教室等は、学校の設計段階から余裕を保たせており、パニック発作などを起こした子どもには、個別に対応できるものと考えている。また、遠藤委員御指摘の点については、小学部から中学部へ上がる際に、小松島以外の学校から転学等を希望される方もいると思われる。そのようなことも考慮すれば、今後、さらに人数が増えることのないような方策を講じていく必要があるため、現在、特別支援教育将来構想審議会においても議論していただいております。その議論の内容も踏まえながら、さらに検討を進めていく必要があると考えている。今後も課題認識をしっかりと把握した上で、対応してまいりたい。
- 特別支援教育室長 先ほどの御説明申し上げた教員数については、現時点における入学希望生徒数から算出した標準的な人数となる。入学する児童生徒数が増えれば、障害の程度にもよるが、教員数も増員する必要があるが、現時点では調整中の状態である。

(3) 平成26年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第2回志願者予備調査結果及び前期選抜等の出願状況について

(説明者：高校教育課長)

平成26年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第2回志願者予備調査結果及び前期選抜等の出願状況について、御報告申し上げます。

資料は、4ページから11ページである。

資料4ページを御覧願いたい。「1 志願者予備調査対象中学校数」,「2 入学者選抜実施高等学校数・学科数」及び「3 集計日」については、資料に記載のとおりである。

次に、「4 総括」であるが、第2回志願者予備調査について、全日制課程では、募集定員15,080人に対して17,382人が志願しており、平均倍率は1.15倍とほぼ前年並みの水準となっている。また、定時制課程では、募集定員1,000人に対して371人が志願しており、平均倍率は0.37倍となった。

次に、前期選抜の出願状況であるが、全日制課程では、募集定員3,598人に対して7,571人が出願しており、平均倍率は2.10倍となった。定時制課程では、募集定員222人に対して126人が志願しており、平均倍率は0.57倍であった。

資料5ページから8ページには、各高校・各学科の志望状況及び出願状況を掲載しているので、後ほど御覧願いたい。

次に、資料9ページから11ページには、集計結果について、特徴的な部分をまとめたので、この資料により御説明申し上げる。

資料9ページを御覧願いたい。「1 地区別の志願倍率及び前期選抜の出願倍率」であるが、第2回予備調査では、中部南地区及び中部北地区が1.35倍、他の3地区では1倍を下回っているが、ほぼ前年並みの水準となっている。また、前期選抜では、中部北地区が2.60倍、中部南地区が2.56倍となっているが、各地区とも前年度を下回っている。

次に、「2 学校・学科別の志願倍率及び前期選抜の出願倍率」について、資料には倍率の高い順に5番目までを示している。第2回予備調査で最も志願倍率が高かったのは、泉高校英語科の2.05倍、次いで仙台三高普通科2.01倍となっている。また、前期選抜では、仙台一高普通科が5.91倍、次いで仙台三高普通科が5.33倍となっているが、いずれも前年度との比較では低下している。

資料10ページを御覧願いたい。「6 学科改編を行う学校・学科の志願倍率及び前期選抜の出願倍率」であるが、松島高校観光科については、第1回予備調査では志願倍率0.35倍と1.00倍を大きく下回っていたが、今回の予備調査では、志願倍率1.01倍、前期選抜の出願倍率は1.88倍となった。また、海洋総合科に調理類型を新設する宮城水産高校では、予備調査志願倍率は0.84倍となり、前回調査を0.13ポイント上回っている。

資料11ページを御覧願いたい。「8 入試日程」の「(1)前期選抜」については、2月4日(火)に学力検査・学校独自検査を実施しており、本日、午後4時に合格発表となる。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊 藤 委 員

資料10ページに、松島高校観光科の前期選抜の倍率が1.88倍と記載されている。これは、学校の狙いなどの情報が十分に周知され、保護者の方々に御理解いただいた結果が現れているのではないかと思います。

前期選抜は2月4日に開催されたが、私は、午前7時半頃に仙台市内の試験会場の状況を見てきた。大変寒い朝であり、良い天候とは言い難い中で、受験生が気持ちよく受験できるよう、関係者の方々が随所に立ち、会場等を案内されていた。そのような中で、受験生の足取りを見ると、友達同士で向かう人、学校の先生が引率している人、自動車で学校まで送られている人の3つのパターンがあった。そのうち自動車で送られてくる場合の対応として、一方通行の道路等を逆行することのないよう、関係者の方々が標識を掲げ、校門の前だけではなく、随所に立って誘導されていた。私が見ていた範囲では、受験生は、何の不安もなく学校まで辿り着けたのではないかと思います。また、学校の玄関周辺では、とても寒い中にもかかわらず、数名の教職員と思われる方が、身震いしながら受験生に声を掛け、激励した上で、学校内に迎え入れていた。これ以外の受験会場となった学校においても同様に対応されたのだと思う。関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

(4) 女川高等学校の閉校について

(説明者：高校教育課長)

女川高等学校の閉校について、御報告申し上げます。

資料12ページを御覧願いたい。「1 経緯」であるが、平成22年3月に発表した新県立高校将来構想第1次実施計画において、同校の募集停止を行うことを公表した。これは、今後の石巻地区における中学校卒業生が減少することを踏まえ、高校を計画的に再編することを目的とした措置となる。この計画に基づき、平成24年4月から同校の生徒の募集を停止し、本年3月末をもって閉校する運びとなった。

女川高校は、昭和24年9月に開校以来、地域に根ざした学校として、多くの有為な人材を輩出してきた。平成23年3月に発生した東日本大震災では、甚大な被害があったが、学校再開後は地元関係機関と連携し、地場産品を活用した商品開発を企画し、「たまげ大福だっちゃ」、「女川AGAIN(あがいん)ポウル」等の人気商品を開発・販売するなど、地域の復興を目指し、少ない生徒数ではあったが、積極的な取り組みを続けてきたところである。

次に、「2 閉校式の実施について」であるが、3月8日(土)、女川高校体育館を会場に開催される卒業式に引き続き、これまで御支援いただいた地域の方々や、同窓会、PTA関係者の御出席をいただき、同校の閉校式を実施することとしている。

なお、閉校後の女川高校の校舎敷地については、軽度知的障害生徒を受け入れる支援学校高等学園を整備する計画となっており、平成28年4月の開校を目指し、準備を進めているところである。また、女川高校の沿革については、資料に記載のとおりである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐 竹 委 員

女川高校の在校生徒数は何名か。

高 校 教 育 課 長

昨年末時点の全校生徒数は47名である。そのうち就職希望者は28名、進学希望者は19名であり、現在、教員と生徒が一丸となり、全員の卒業及び進路の決定に向けて努力しているところである。

1.3 資料(配付のみ)

(1) 教育庁関連情報一覧について

(2) 平成26年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について

(3) 平成26年度県立中学校の入学者選抜結果について

1.4 次回教育委員会の開催日程について

委 員 長

次回の定例会は、平成26年3月17日(月)午後4時から開会する。

1.5 閉 会 午後4時5分

平成26年3月17日

署名委員

署名委員